

検討課題7 研究開発法人に関する表章

1 課題の内容

平成27年4月にスタートした31の国立研究開発法人は、現在、独立行政法人（の内数）として集計されている。

内閣府総合科学技術・イノベーション会議事務局との打合せにおいて、「科学技術政策に関する検討を進める上で、研究開発法人に関する研究費のデータも必要になってくる」として、31の国立研究開発法人を含む、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）（以下「強化法」という。）で研究開発法人とされている37法人（以下「研究開発法人」という。）に関する結果の表章について要望が挙げられたもの。

2 第3回研究会での事務局提示案

- (1) 37の研究開発法人による表章を基本とするが、文部科学省の意向を踏まえ、31の研究開発法人でも表章可能か検討する。

37の研究開発法人と31の研究開発法人の両方を表章し、差し引きすると残りの6法人の数値を把握することが可能となる。差し引きすることで求められた6法人の数値の中には、ある特定の法人の数値と判別されうるものがないか精査が必要。その結果、31の研究開発法人の結果は、秘匿措置されたものが多い結果となった場合、31の研究開発法人による表章は意味をなさなくなる恐れがある。

- (2) 結果表様式案については、次回研究会までに内閣府政策統括官（総合科学技術・イノベーション担当）との調整を行った上で、関係府省の意見等も踏まえ、作成する。

- (3) 平成28年調査においても、今後の時系列比較を考慮し、同様の特別集計を行う。

3 第3回研究会での指摘事項

- ・自ら研究開発を行っていない研究開発法人は、独立行政法人通則法の下では中期目標管理型と位置づけられているが、日本学術振興会（以下「JSPS」という。）の科研費は自ら拠出した研究費に含まれているのか。政府が研究開発を負担する場合、大学等が資金を獲得して自ら教育や研究に分類して支出するものと、ファンディングエージェンシーが、研究開発活動ではなく、他者に対する資金の提供として拠出しているものは、本質的に違う。37の研究開発法人を集計することに反対はしないが、37と31の区別が必要になったとき、切り分けられないと困る。37と31との集計結果を差し引

きすることにより個別の法人が特定されてしまう可能性はあるか。

- ・ J S P S の特別研究員はどのように把握されているのか。特に給与面に関して、当該者が活動している大学では全てを把握しているわけではないかもしれない。
- ・ 31 の研究開発法人の集計結果を踏まえ、検討していただきたい。

4 指摘事項等の検討

(1) 特別集計

平成 27 年調査のデータから、31 の国立研究開発法人に関する特別集計を行った。非営利団体・公的機関について、「うち研究開発法人」のさらにうち数として「うち国立研究開発法人」という表章項目を設け、以下の 4 表を作成した。集計結果については、別紙 1～4 のとおり。

- ・ 組織別研究関係従業者数

特殊法人・独立行政法人の「うち研究開発法人」のさらにうち数として「うち国立研究開発法人」を設け、31 の国立研究開発法人の研究関係従業者数を集計。

- ・ 組織別内部使用研究費、受入研究費及び外部支出研究費

特殊法人・独立行政法人の「うち研究開発法人」のさらにうち数として「うち国立研究開発法人」を設け、31 の国立研究開発法人の各種研究費（内訳含む）を集計。

- ・ 組織、特定目的別内部使用研究費

特殊法人・独立行政法人の「うち研究開発法人」のさらにうち数として「うち国立研究開発法人」を設け、31 の国立研究開発法人の特定目的別内部使用研究費を集計。

- ・ 組織別採用・転入、転出研究者数

特殊法人・独立行政法人の「うち研究開発法人」のさらにうち数として「うち国立研究開発法人」を設け、31 の国立研究開発法人の採用・転入、転出研究者数を集計。

(2) 結果表様式の検討

現行の結果表で、研究開発法人の元となる「特殊法人・独立行政法人」のあるものについて、秘匿措置の必要の有無を中心に、表章可能か検討した。

自然科学の表章は、特に研究費において、31 法人が、自然科学計は 30 法人となり、31 法人計と差し引きすることで、ある 1 法人のデータが明らかになることがわかった。

平成 28 年 4 月 1 日からは、合併等により法人数が減少し、研究開発法人が 33 法人、国立研究開発法人が 27 法人となる予定。いずれも客体数が少なく、秘匿をする可能性が高まる。(別紙 5～6 (席上配布) 参照。)

また、既存の結果表の中に、研究者規模別に表章するものがある。研究開発法人国立研究開発法人について、研究者規模別にみると、下表のとおり、規模別の機関数が、一定数あるので、秘匿の必要はないと考える。

表 平成 27 年科学技術研究調査 研究者規模別内部研究実施
非営利団体・公的機関数 (研究開発法人・国立研究開発法人)

組織及び研究者規模	内部研究実施 非営利団体・ 公的機関数
研究開発法人	35
0～29 人	0
30～99 人	11
100 人以上	24
国立研究開発法人	30

5 事務局対応案

(1) 37 の研究開発法人及び 31 の国立研究開発法人の両方を表章する。

別紙 1～4 から、37 の研究開発法人と 31 の国立研究開発法人の両方を表章する。

ただし、合計のみとし、自然科学部門別は、以下の理由から、秘匿をする必要が生じ、データを提供できないので、表章しない。

自然科学の表章は、特に研究費において、31 法人が、自然科学計は 30 法人となり、31 法人計と差し引きすることで、ある 1 法人のデータが明らかになってしまう。さらに、平成 28 年 4 月 1 日からは、合併等により法人数が減少し、研究開発法人が 33 法人、国立研究開発法人が 27 法人となる予定。いずれも客体数が少なく、秘匿をする可能性が高まることから、自然科学に関する表章はしない。

その他、研究開発法人及び国立研究開発法人の計を、基本的には表章するものの、客体数が少ないことから、種々の結果表の中には、さらに秘匿をする必要が生じるものがあるかもしれないので、細部については、さらに検討する。

(2) 平成 28 年調査においても、今後の時系列比較を考慮し、27 年調査について 28 年 1 月及び 4 月に公表したものと、同様の特別集計を行う。